

令和4年6月県議会定例会議案一覧

第1号 令和4年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

第2号 令和4年度香川県立病院事業会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

第3号 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 長期優良住宅の認定について、建築行為を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことを踏まえ、申請手数料を新たに定める。

種 別	区分・単位・金額
長期優良住宅維持保全計画 認定申請手数料	確認書等の交付を受けた住宅 区分所有住宅以外の住宅
	1件につき 17,000円
	区分所有住宅
	5戸以下 1件につき 8,000円
	6～10戸 1件につき 7,000円
	11～50戸 1件につき 4,000円
	51～200戸 1件につき 3,000円
201戸以上 1件につき 2,000円	
	※認定申請に係る住戸数に上記の額を 乗じて得た額

- ・ 引用している建築基準法の条項を改める。

- 施行期日 令和4年10月1日、公布の日

第4号 香川県税条例の一部を改正する条例議案

- 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 徴収金の納付等について、納付手段の多様化を図るため、機構指定納付受託者の規定を追加する。
- ・ 不動産取得税について、不動産を取得した者が登記の申請をした場合、県への不動産の取得の事実等の申告を不要とする。

- 施行期日 令和5年4月1日

第5号 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

- 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税免除又は不均一課税の対象となる特定業務施設整備計画の認定期限を2年間、当該条例の適用期限を3年間それぞれ延長するなどの改正を行うもの。

- 施行期日 公布の日（ただし、令和4年4月1日から適用）

第6号 香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例議案

- 水質汚濁防止法施行令等の一部改正に伴い、瀬戸内海に係る化学的酸素要求量（COD）の排出規制について、これまで瀬戸内海環境保全特別措置法等のみなし規定による規制だったものが、水質汚濁防止法等において規制されることになったため、必要な規定の整備を行うもの。
- 施行期日 公布の日

第7号 香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例議案

- 公職選挙法の一部改正により、選挙公報の掲載文を電磁的記録媒体により提出することが可能とされたことに伴い、県議会議員の選挙における選挙公報の掲載文に係る規定の整備を行うもの。
- 施行期日 公布の日

第8号 香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例議案

- 公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額が引き上げられたこととの均衡を考慮し、県議会議員及び知事の選挙における自動車の使用等における公費の支払に係る経費の限度額を引き上げるもの。

区 分		現行単価	改定単価
自動車使用	一般運送契約以外 1日当たり	自動車借入れ 15,800円	16,100円
		燃料費 7,560円	7,700円
ビラ作成	5万枚以下の場合 1枚当たり	7円51銭	7円73銭
	5万枚を超える場合 1枚当たり	5円2銭	5円18銭
ポスター作成	ポスター掲示場の数が 500以下の場合	基本額 310,500円	316,250円
		1枚当たり 525円6銭	541円31銭
	ポスター掲示場の数が 500を超える場合	基本額 573,030円	586,905円
		1枚当たり 27円50銭	28円35銭

- 施行期日 公布の日（施行日以降期日を告示される選挙に適用）

第9号 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案

- 国家公務員退職手当法等の一部改正を踏まえ、失業者の退職手当について、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 退職した職員が退職後に事業を開始した場合に、雇用保険法に規定する基本手当の支給の例により、失業者の退職手当を受給できる期間を原則の1年から最長4年に延長できる特例を設ける。
- ・ 雇用機会が不足しているとして厚生労働大臣が指定する地域に居住する特定退職者（組織の改廃等に伴い本人の意に反して退職した者）について、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当である場合に、所定の給付日数を超えて失業者の退職手当を支給できる特例措置を令和6年度まで延長する。

- 施行期日 公布の日、令和4年10月1日

第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 職員の育児休業の取得回数の制限について、1回から2回に緩和されることに伴い、再度の育児休業取得に係る事前申出の規定を削除する。
- ・ 会計年度任用職員等の非常勤職員の育児休業について、出生後8週間以内の子に係る育児休業の取得要件の緩和等を行う。

- 施行期日 規則で定める日

第11号 香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の変更について

- 現計画期間 平成25年度から令和4年度まで
- 変更理由 国が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の計画期間が1年延長されたことを踏まえ、計画期間の見直しを行うとともに、SDGsとの関係性を明示するため、所要の変更を行う。
- 主な変更内容 計画期間を1年延長し令和5年度までとするとともに、SDGsとの関係性の記載を追加する。

第12号 和解による損害賠償の額の決定について

- 平成29年5月に県立中央病院で発生した医療事故に伴うもの。
- 相手方 A（患者）並びにB、C、D及びE（患者の家族）
- 損害賠償額 37,000,000円

第13号 専決処分事項の承認について

- 異議の申出及び審査請求
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づくみどりの保全に関する協定書により、県が質権設定している財産に関し、日本年金機構から通知のあった差押財産の配当計算書について、日本年金機構に異議の申出を行い、社会保険審査会へ審査請求を行ったもの。
- 専決処分日 令和4年6月2日